

与謝野大臣ご指示による報告案件

# 社会保障・税一体改革の論点に関する研究 報告書 説明資料(第 I 部)

平成23年5月30日  
東京大学大学院経済学研究科教授  
井堀 利宏

# はじめに

社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書の位置付け  
(報告書抜粋 p.1)

「本報告書は、与謝野大臣の指示を受け、これらの論点(注)について、「社会保障改革に関する集中検討会議」の5名の幹事委員(学界…清家篤委員、宮本太郎委員、吉川洋委員、有識者…峰崎直樹委員、柳澤伯夫委員)の下、各論点について有識者にご意見を求め、頂いたご意見を基に、吉川洋委員、井堀利宏教授(東京大学)が中心となってとりまとめを行い、内閣府が整理を行った。」

(注) 消費税の逆進性の問題(第Ⅰ部)や消費税率引上げがマクロ経済に与える影響(第Ⅱ部)といった論点。

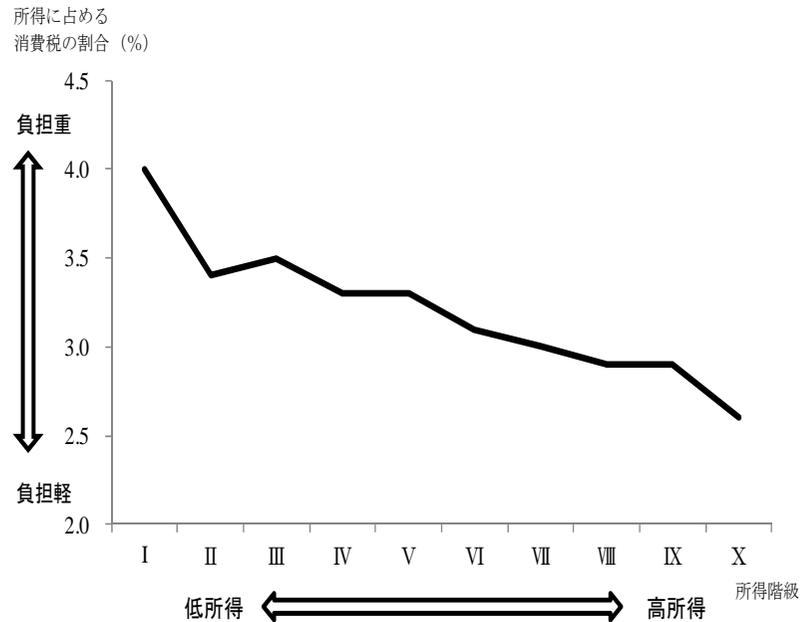
# 第 I 部 消費税の逆進性について

## ○逆進性を何で測るか：生涯所得でみると縮小

生涯所得でみた消費税の負担は、ある一時点の所得でみた場合と比べ、逆進性が小さい。

- 消費税の逆進性とは、所得に対する消費税の負担率が、低所得者ほど重いことを指す。
- 一時点の所得でみた逆進性は必ずしも「不公平」を意味せず、単に調査時点の年齢の違い等を反映したものである可能性あり。
  - 高齢化の中で、一時点の所得でみる妥当性が薄れる(壮年期には消費に比べ所得が多く、老年期には消費に比べ所得が少ない)。
- 生涯所得でみると消費税は比例税であるとの指摘。

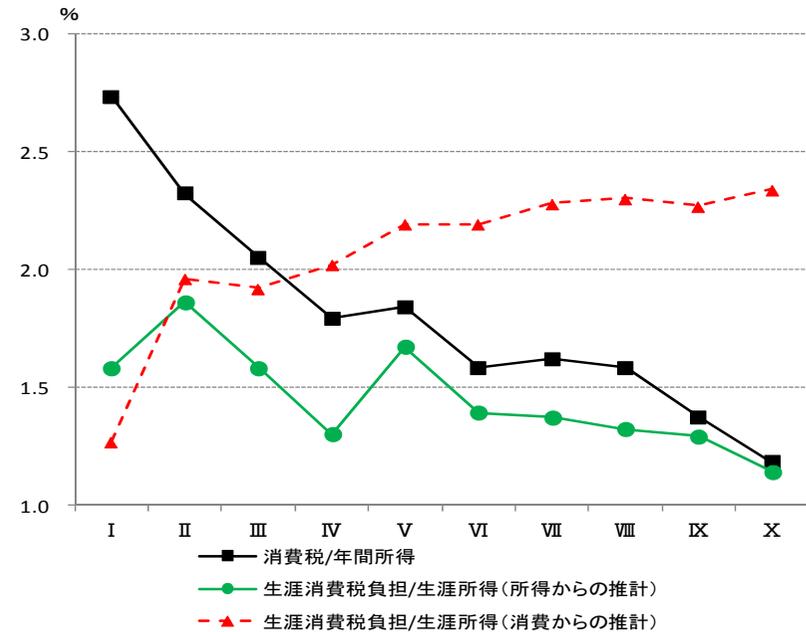
＜図表1-1 一時点の所得でみた逆進性＞



(注) 橋本(2010)表1より作成。元のデータは「家計調査年報」(2007年)に基づくが、課税ベースとして消費支出全体を用いているため、実際よりも少し大きく推計されている。

＜図表1-2 米国及びカナダにおける計測＞

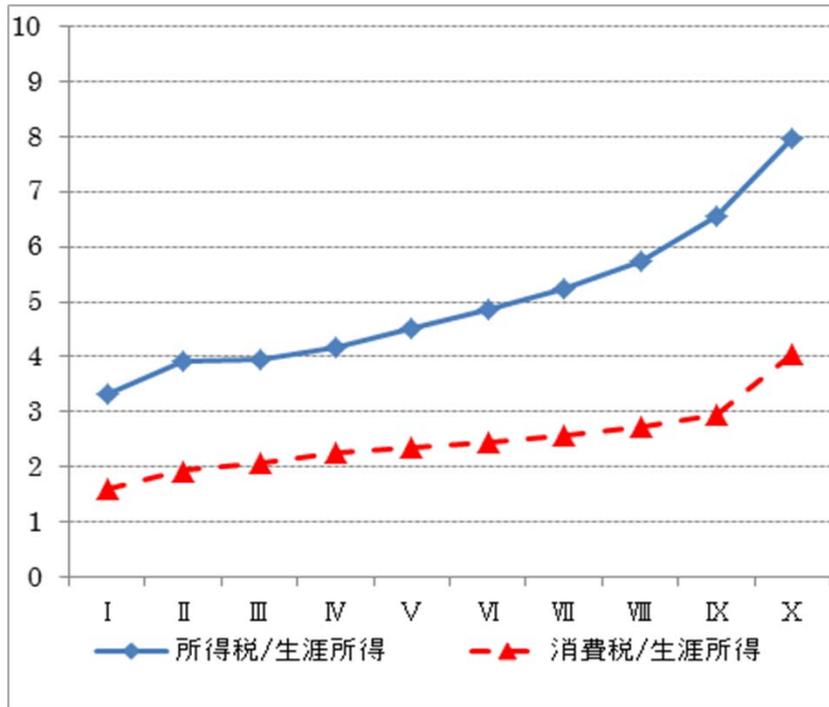
(1) 米国において付加価値税(VAT)導入を想定した場合の負担率



(出所) Caspersen and Metcalf (1994), Table 5

## ＜日本における生涯所得でみた逆進性の計測の例＞

図表1-3(1) 計測の例1  
1999年度全国消費実態調査を用いた計測



(出所) 大竹・小原(2005) 図3

図表1-4 計測の例2

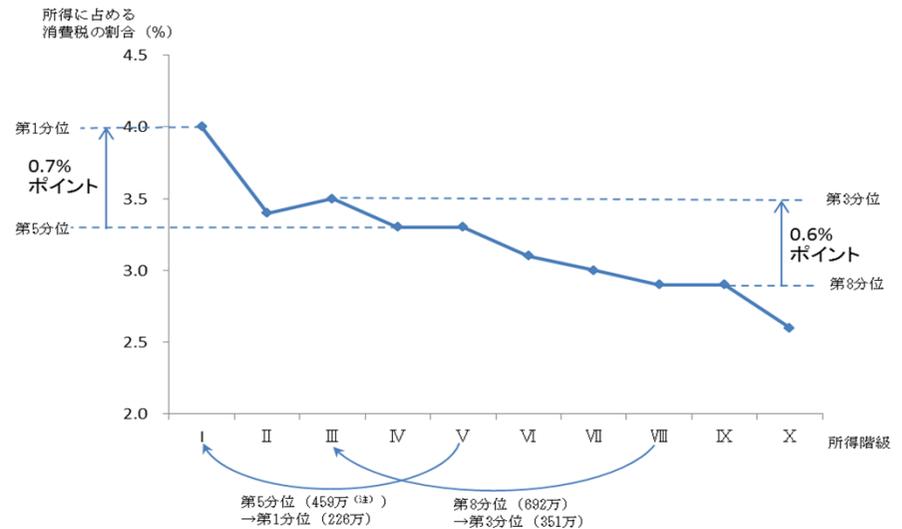
(1) 企業規模別学歴規模別消費税の生涯負担率

	生涯所得 (万円)	生涯消費税 (万円)	負担率
大卒大企業	40,056.2	1,259.0	3.14%
大卒中小企業	32,126.0	1,079.9	3.36%
高卒大企業	31,677.8	1,081.5	3.41%
大卒零細企業	27,438.2	936.4	3.41%
高卒中小企業	25,278.3	891.3	3.53%
高卒零細企業	22,565.8	808.9	3.58%

1/2倍

0.5%  
ポイント  
程度

(2) 年間所得が約2倍異なる所得分位間でみた消費税負担率の違い



(注) 橋本(2010)表1、表4より作成。(2)については、図表1-1の注も参照。

## ○逆進性を是正する場合、その緩和策としての軽減税率導入の是非

食料品への軽減税率の適用は、他の手段による対応に比べ、効果が小さいという見方が専門家の中で一般的。

- 高所得者と低所得者の間で食料品の支出割合の差が小さく、食料品への軽減税率の適用は高所得者の負担も軽減。
- 軽減税率の導入は、逆進性を是正する有効的な方策とは言えない。(後述の還付措置や歳出との組合せが有効)

<図表1-5 マーリーズ・レビューにおける消費税の複数税率についての見解>

### 間接税

良い税制	現在のイギリスにおける税制
ほぼ税率一定の付加価値税	ゼロ税率、軽減税率、非課税品目有りの付加価値税
<ul style="list-style-type: none"><li>• 経済効率性の見地から、除外と定めるものの数を少なくする。</li><li>• 金融サービスと住宅においても同等の税。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 金融サービスは免除</li><li>• 住宅は、概ねVATの対象ではないが、現在資産価値に比例的でない住民税の対象。</li></ul>

(出所) Mirrlees, James(chair)(forthcoming), Table20.1

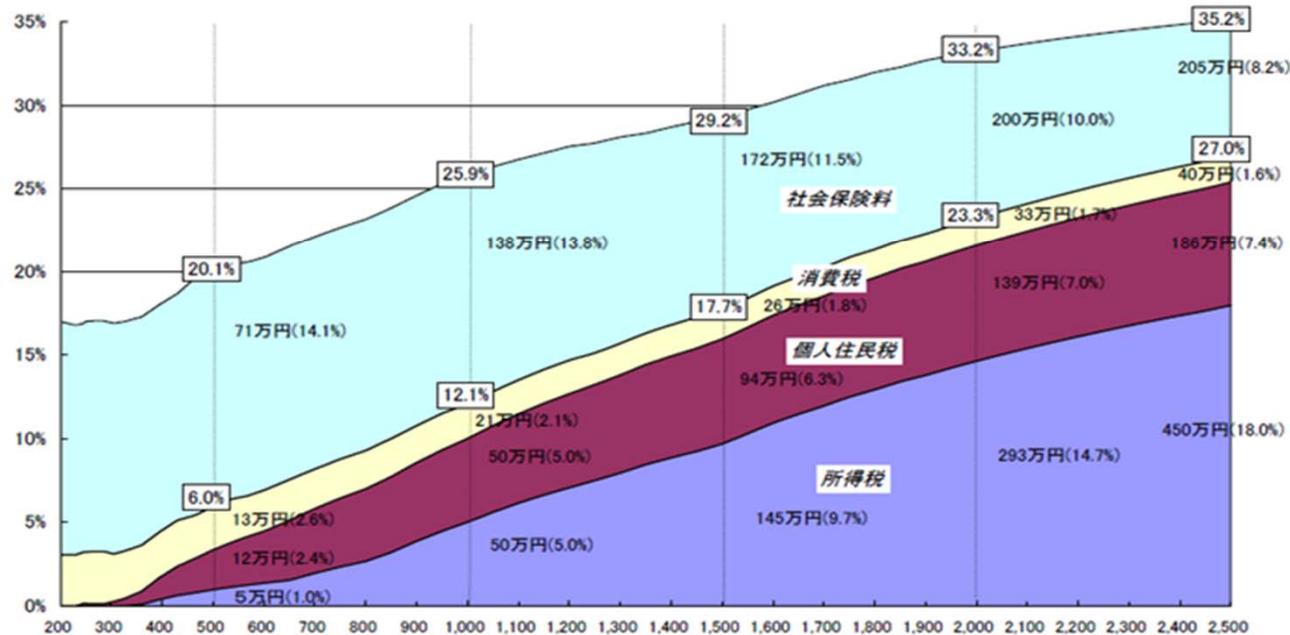
## ○格差・貧困と再分配政策(1)

再分配がこれまで主として世代間で行われていたことを踏まえ、より同一世代内の再分配の機能を強化することが必要。

- 一時点の所得でみた消費税の逆進性は、所得税など他の税制や社会保障制度全体、さらには歳出面を含めた見直しの中で十分対応可能。
- 非正規労働者や若い世代・子育て世代なども視野に入れた対応を行うべき。

<図表1-12 保険料・税の実効負担率>

未定稿  
(2010年4月現在)

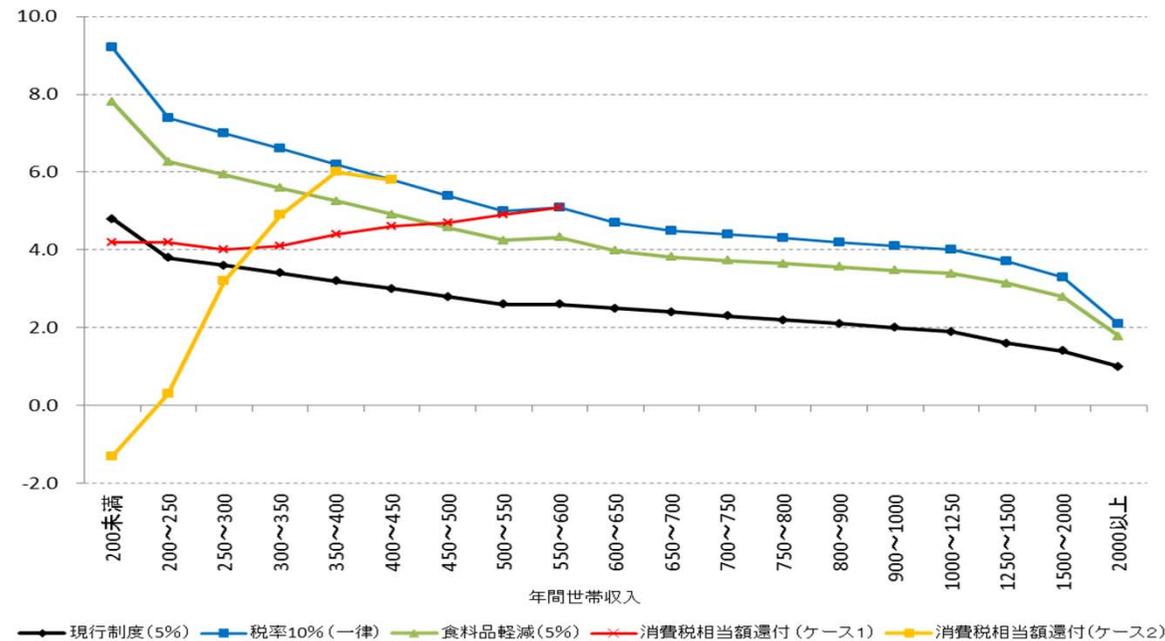


(出所) 政府税制調査会専門委員会(2010年度第10回 2010年11月1日)資料

## ○格差・貧困と再分配政策(2)

- 消費税相当額の還付(給付)措置を導入した場合は、食料品に軽減税率を導入した場合と比べて、逆進性は正に効率的。

<図表1-16 複数税率化と給付付き税額控除による逆進性緩和効果>



(出所)佐藤(2010a)図6-8

消費税率を10%に引き上げると想定。

食料品に軽減税率を導入した場合(税率を5%据置)とそれと同額の財源で還付(給付)を行った場合を比較

ケース1: 還付(給付)4.8万円

ただし所得が300万円を超えると減額(減額率5%)

ケース2: 還付(給付)10万円

ただし所得が230万円を超えると減額(減額率15%)

## ○対応の方向性

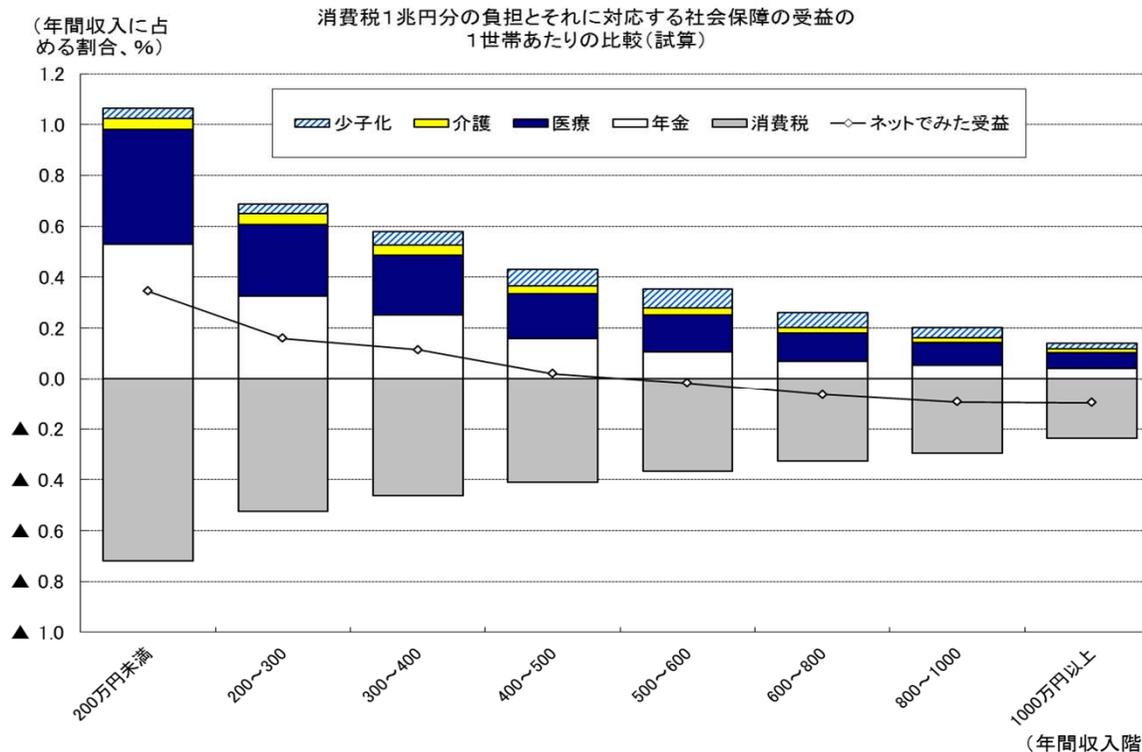
### 格差や貧困の問題へ対応するための3つの方法

- ① 所得税の累進性を高める、被用者保険の適用範囲を見直すなど個々の政策手段の再分配効果を高める
- ② ある程度の支出を行うのに十分な規模の税収を確保する
- ③ 格差是正に有効な方法を歳出・歳入の中で組み合わせる

- 給付付き税額控除など、労働のインセンティブなどマイクロ面に配慮した制度設計や、社会保障・税に関わる番号制度など徴税のインフラ整備が必要。

### 歳出と歳入を組み合わせた場合

＜図表1-17 1世帯当たりの社会保障の受益と消費税の負担についての試算＞



(注)

1. 消費税を1兆円増税し、社会保障(年金、医療、介護、少子化)に充てた場合の受益と負担を計算。

2. 各社会保障への配分は、それぞれの公費負担の割合に従った(平成22年度予算ベース)。

(出所)総務省「平成21年度全国消費実態調査」、総務省「平成22年度国勢調査」等から内閣府作成